

伊方発電所を巡る動向について

1. 伊方発電所 3 号機

伊方発電所 3 号機は、本年 10 月 3 日から運転を停止し、来年 2 月 20 日まで 141 日間の予定で、再稼働後初めてとなる定期検査を実施中です。

この間、各施設の法定検査に加え、規制の動向を先取りし、高濃度火山灰降下に備えた対策工事を実施することとしています。

< 運転差止仮処分の状況 >

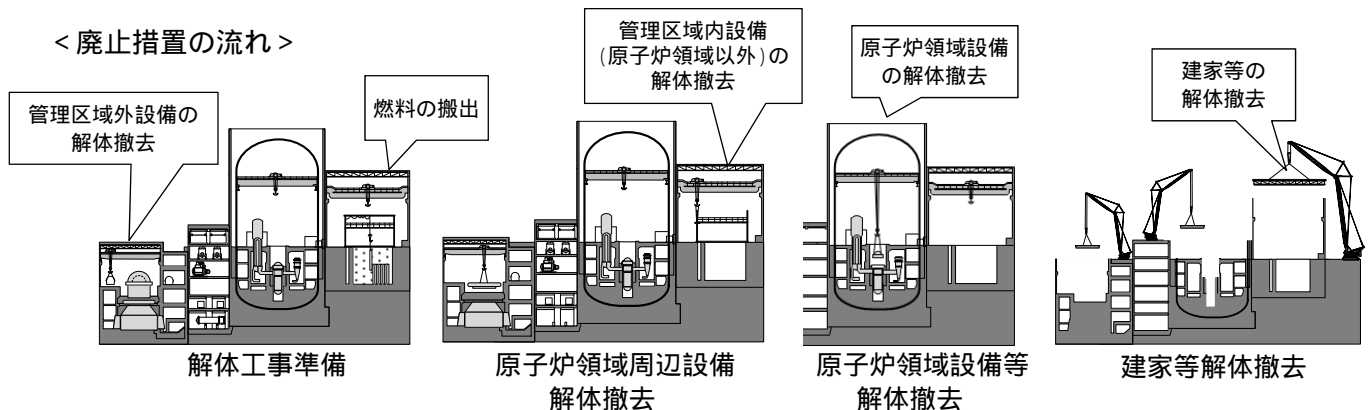
	広島高裁	高松高裁	大分地裁	山口地裁岩国支部
債権者	4 名 (広島・愛媛県在住者)	10 名 (愛媛県在住者)	4 名 (大分県在住者)	3 名 (山口県在住者)
申立日 抗告日	H29. 4. 13	H29. 8. 4	H28. 6. 24 1 次申立 7. 4 2 次申立	H29. 3. 3
経過	H29. 7. 12 第 1 回審尋 9. 13 第 2 回審尋	-	H28. 7. 21 第 1 回審尋 ~ H29. 10. 11 第 9 回審尋	H29. 4. 21 第 1 回審尋 6. 23 第 2 回審尋 8. 10 第 3 回審尋
今後の 予定	決定：12 月上旬目途	H29. 11. 16 第 1 回審尋	H29. 12. 20 第 10 回審尋	H29. 10. 19 第 4 回審尋 12. 15 第 5 回審尋 H30. 2. 8 第 6 回審尋 4. 19 第 7 回審尋
原審	(広島地裁) H28. 3. 11 1 次申立 8. 3 2 次申立 H29. 3. 30 当社勝訴	(松山地裁) H28. 5. 31 申立 H29. 7. 21 当社勝訴	-	-

2. 伊方発電所 1 号機

伊方発電所 1 号機は、本年 6 月 28 日の原子力規制委員会による廃止措置計画認可および 9 月 8 日の地元了解を経て、9 月 12 日に廃止措置作業に着手しました。

廃止措置計画は、全体を 4 段階に区分し、約 40 年をかけて実施するものであり、安全確保を第一として、着実に作業を進めてまいります。

< 廃止措置の流れ >



3. 使用済燃料乾式貯蔵施設の設置に向けた検討状況

当社は、使用済燃料の一時的な保管施設として、伊方発電所の敷地内に、より安全性に優れた乾式貯蔵施設を設置する方針であり、現在、同施設の具体的な設置場所や規模、主要設備である金属キャスクの仕様等について検討を進めており、今年度内を目途に、これらの検討結果を取りまとめる予定にしています。

以上